

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
9月3日
(火曜日)

目 次

- 告示
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一
漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示
の一部改正(農林水産政策課)……………一
- 公告
一般競争入札の実施(情報企画課)……………二
令和元年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課)……………八
○労委公告
山口県労働委員会のあるせん員候補者……………二二



山口県告示第百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 居宅介護事業者 氏名又は名 称 | 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 居宅介護事業 所 所在地 | 事業の 種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 深野 源太 | 防府市高倉二 丁目五番三五 号 | 防府市高倉二 丁目五番三五 号 | あい歯科クリ ニック 居宅療 養管理 指導 | 令和元、 七、 一 |

山口県告示第百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 介護予防事業者 氏名又は名 称 | 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 介護予防事業 所 所在地 | 事業の 種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|
| 深野 源太 | 防府市高倉二 丁目五番三五 号 | 防府市高倉二 丁目五番三五 号 | 介護予 防居宅 療養管 理指導 | 令和元、 七、 一 |

山口県告示第百五十二号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中

| | |
|--|-------------------|
| 川棚区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関市豊浦町大字川棚の地域) | 2 / / に掲げる漁業以外の漁業 |
|--|-------------------|

| | |
|--|----------------|
| 川棚区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関市豊浦町大字川棚の地域) | 法第百四条第二号に掲げる漁業 |
|--|----------------|



(九六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

- 次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称及び数量
- 電子県庁基幹システム再構築業務 一式
- (二) 業務の内容
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 履行期間
- 令和二年一月六日から令和八年九月三十日までの間
- (四) 履行場所
- 契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

を

に改める。

- びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十一号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) 令和元年九月三日から同年十月十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (六) 平成二十七年四月一日から令和元年九月三日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。
- (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)又は電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会の委員が所属する法人でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
- 山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
- 山口県総合企画部情報企画課において交付する。
- 五 入札の方法
- この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。
- 六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金

額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

令和元年十月十五日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和元年十月十六日午前十一時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

令和元年十月十六日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画及び取組の要件、システムの要件、職員認証基盤システム、職員ポータルシステム、サービス連携基盤システム、総務事務システム、旅費システム、GISシステム並びに文書管理システム及び情報公開システムに関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画及び取組の要件、システムの要件、職員認証基盤システム、職員ポータルシステム、サービス連携基盤システム、総務事務システム、旅

費システム、GISシステム並びに文書管理システム及び情報公開システムに係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び機能等評価（システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 五百点

(2) 機能等評価

全体計画及び取組の要件 四百八十点

システムの要件 二百点

職員認証基盤システム 百四十点

職員ポータルシステム 百点

サービス連携基盤システム 百点

総務事務システム 百四十点

旅費システム 百六十点

GISシステム 六十点

文書管理システム及び情報公開システム 百二十点

4 適否判定

電子県庁基盤システム再構築業務審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

(二) 落札者となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が高点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和元年九月二十七日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和元年十月二日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
- 3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年十月八日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三一九一五)に申請書を提出するもの。

- (七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三二二八六一)に問い合わせるもの。

十二 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be purchased: Restructuring of the e-Prefectural government core system
- (3) Term of the contract: From January 6, 2020 to September 30, 2026
- (4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2862)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 15, 2019 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M. October 16, 2019)

| 評価の項目 | 評価の基準 |
|-------|-------|
| | |

| 企画 | 計画 | 実施 | 評価 | 取組 |
|--|--|---|---|--|
| <p>提案の趣旨</p> <p>電子県庁基幹システムの再構築に至る背景や課題を十分に理解し、述設計及び開発並びに運用及び保守についての提案の趣旨が明確に記載されていること。</p> <p>2 制度改正に対応するためのシステムの拡張性及び柔軟性について記述されていること。</p> | <p>プロジェクト管理</p> <p>適正なプロジェクト管理に対する考え方及びその実施の手法について、次に掲げる事項に留意して明確に提案されていること。</p> <p>(1) 管理項目及びその管理内容</p> <p>(2) 責任体制</p> <p>(3) コミュニケーションに関するルール及び体制</p> | <p>システムの移行対応</p> <p>現行システムから円滑に移行する方法について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。</p> <p>(1) 移行できないデータが基本的に全て移行できること。</p> <p>(2) 移行できないデータについては代替手段</p> <p>(3) データ移行の完全性の検証</p> <p>(4) 山口県の作業負担の軽減</p> | <p>システムの移行対応</p> <p>現行システムから円滑に移行する方法について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。</p> <p>(1) 移行できないデータが基本的に全て移行できること。</p> <p>(2) 移行できないデータについては代替手段</p> <p>(3) データ移行の完全性の検証</p> <p>(4) 山口県の作業負担の軽減</p> | <p>実現の方式</p> <p>仕様書に定める機能、仕様等を実現する方式について、具体的に提案されていること。</p> <p>2 提案されている方式の優れている点について明確に記載されていること。</p> <p>3 パッケージソフトウェアを利用する場合は、本業務と同等以上の規模のプロジェクトにおける実績が示されていること。</p> |
| <p>計画の策定</p> <p>プロジェクト概要計画及び各システムの個別構築計画について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。</p> <p>(1) 仕様書の内容を満たすこと。</p> <p>(2) 適正かつ効率的な作業の日程</p> <p>(3) 設計を開始する時からシステムを安定的に稼働させることができるときまでの工程の考え方や日程</p> <p>(4) 山口県との責任分担及び作業負担</p> | <p>データの移行対応</p> <p>現行システムから円滑に移行する方法及び日程について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。</p> <p>(1) 移行できないデータが基本的に全て移行できること。</p> <p>(2) 移行できないデータについては代替手段</p> <p>(3) データ移行の完全性の検証</p> <p>(4) 山口県の作業負担の軽減</p> | <p>システムの移行対応</p> <p>現行システムから円滑に移行する方法について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。</p> <p>(1) 移行できないデータが基本的に全て移行できること。</p> <p>(2) 移行できないデータについては代替手段</p> <p>(3) データ移行の完全性の検証</p> <p>(4) 山口県の作業負担の軽減</p> | <p>システムの移行対応</p> <p>現行システムから円滑に移行する方法について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。</p> <p>(1) 移行できないデータが基本的に全て移行できること。</p> <p>(2) 移行できないデータについては代替手段</p> <p>(3) データ移行の完全性の検証</p> <p>(4) 山口県の作業負担の軽減</p> | <p>サービスの品質保証</p> <p>仕様書に定める個々のサービスに係る品質の定義及び管理について、責任体制を含めて具体的に提案されていること。</p> |
| <p>交換性の要件</p> <p>職員が利用しているすべての端末において提案に係るシステムの利用が可能であり、かつ、既存のアプリケーションソフトウェアの動作にも影響しないこと及び他の業務に係るシステムが問題なく動作することが具体的に証明されていること。</p> | <p>プロジェクト管理</p> <p>適正なプロジェクト管理に対する考え方及びその実施の手法について、次に掲げる事項に留意して明確に提案されていること。</p> <p>(1) 管理項目及びその管理内容</p> <p>(2) 責任体制</p> <p>(3) コミュニケーションに関するルール及び体制</p> | <p>システムの移行対応</p> <p>現行システムから円滑に移行する方法について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。</p> <p>(1) 移行できないデータが基本的に全て移行できること。</p> <p>(2) 移行できないデータについては代替手段</p> <p>(3) データ移行の完全性の検証</p> <p>(4) 山口県の作業負担の軽減</p> | <p>システムの移行対応</p> <p>現行システムから円滑に移行する方法について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。</p> <p>(1) 移行できないデータが基本的に全て移行できること。</p> <p>(2) 移行できないデータについては代替手段</p> <p>(3) データ移行の完全性の検証</p> <p>(4) 山口県の作業負担の軽減</p> | <p>教育研修</p> <p>仕様書に基づく教育研修について、実施の計画(人員の配置及び教育</p> |

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
 - (一) 業務の名称及び数量
 - (二) 電子県庁基幹システム再構築業務（電子申請システム）一式
 - (三) 業務の内容
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 履行期間
 - (六) 契約締結の日の翌日から令和七年九月三十日までの間
 - (七) 履行場所
 - (八) 契約担当者が指定する場所
 - (二) 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (三) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十一号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
 - (五) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (六) 令和元年九月三日から同年十月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (七) 平成二十七年四月一日から令和元年九月三日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

- (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。
 - (八) 日本産業規格Q二七〇〇一に適合して情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
 - (九) 日本産業規格Q一五〇〇一に適合してプライバシーマークの付与を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課
 - 四 入札説明書及び仕様書の交付
 - 山口県総合企画部情報企画課において交付する。
 - 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
 - 山口県総合企画部情報企画課
 - (三) 受領期限
 - 令和元年十月十六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和元年十月十七日午後一時三十分）
 - 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室
 - (二) 日時
 - 令和元年十月十七日午後一時三十分
 - 七 入札保証金
 - 免除する。
 - 八 無効入札
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
 - 九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和元年九月二十七日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和元年十月三日までに発送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
 - 3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面
 - 4 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていることを証明する書類
 - 5 プライバシーマークの付与を受けていることを証明する書類
- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年十月八日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三九一五）に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課（電話〇八三一九三三二二八六一）に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Restructuring of the e-Prefectural government core system (Electronic application system)
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2025

- (4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2862)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 16, 2019 (If brought in person: 1:30 P.M. October 17, 2019)

(九七) 令和元年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和元年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和元年九月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

| 職 種 | 試 験 科 目 |
|---------------|--------------------------|
| さ く 井 | ロータリー式さく井工事 |
| 工 場 板 金 | 機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金 |
| 機 械 検 査 | 機械検査 |
| 電 気 機 器 組 立 て | シーケンス制御 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|---|------------|------------------|------|------|-------|------|----------|------|------|-------------------------------|------------|--------|--------|----------|---------|----------------------|
| カーテンウォール施工 | 樹脂接着剤注入施工 | 防水施工 | コンクリート圧送施工 | 鉄筋施工 | 型枠施工 | 配管 | かわらぶき | 建築大工 | 水産練り製品製造 | 石材加工 | 和裁 | 婦人子供服製造 | 冷凍空気調和機器施工 | 農業機械整備 | 油圧装置調整 | 空気圧装置組立て | 自動販売機調整 | 半導体製品製造 |
| 金属製カーテンウォール工事 | 樹脂接着剤注入工事 | アスファルト防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事 | コンクリート圧送工事 | 鉄筋施工図作成 鉄筋組立て | 型枠工事 | 建築配管 | かわらぶき | 大工工事 | かまぼこ製品製造 | 石材加工 | 和服製作 | 婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製 | 冷凍空気調和機器施工 | 農業機械整備 | 油圧装置調整 | 空気圧装置組立て | 自動販売機調整 | 集積回路チップ製造 集積回路組立て |

| | | | | | | | | | | | |
|------|------|-------|------|-------|------|------------|---------|------|------|---|---------|
| 型枠施工 | 配管 | かわらぶき | 建築大工 | 家具製作 | 和裁 | 冷凍空気調和機器施工 | 電気機器組立て | 機械検査 | 機械加工 | 職種 | 試験科目 |
| 型枠工事 | 建築配管 | かわらぶき | 大工工事 | 家具手加工 | 和服製作 | 冷凍空気調和機器施工 | シーケンス制御 | 機械検査 | 普通旋盤 | 3 三級の技能検定 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの | 鋼橋塗装 |
| | | | | | | | | | | | 金属材料試験 |
| | | | | | | | | | | | 電気製図 |
| | | | | | | | | | | | 機械製図CAD |
| | | | | | | | | | | | ガラス施工 |
| | | | | | | | | | | | 自動ドア施工 |

| | |
|-----------|-----------|
| 鉄筋施工 | 鉄筋組立て |
| 機械・プラント製図 | 機械製図C A D |
| 電気製図 | 配電盤・制御盤製図 |

4 単一等級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

| 職種 | 試験科目 |
|--------|--------|
| 電子回路接続 | 電子回路接続 |

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

(一) 実技試験

令和元年十二月六日(金曜日)から令和二年二月十六日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 特級の技能検定

| 職種 | 実施期日 |
|---|---------------|
| 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 ラスチック成形 | 令和二年二月二日(日曜日) |

2 一級及び二級の技能検定

| 職種 | 実施期日 |
|---|-----------------|
| 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ラス施工 金属材料試験 | 令和二年二月二十六日(日曜日) |

| | |
|--|---------------|
| さく井 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 石材施工 水産練り製品製造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 半導体製品製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 自動ドア施工 電気製図 塗装 | 令和二年二月九日(日曜日) |
|--|---------------|

3 三級の技能検定

| 職種 | 実施期日 |
|--------------------------------|-----------------|
| 電気機器組立て 配管 型枠施工 | 令和二年二月二十六日(日曜日) |
| 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図 | 令和二年二月二日(日曜日) |
| 機械加工 機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 | 令和二年二月九日(日曜日) |

4 単一等級の技能検定

| 職種 | 実施期日 |
|--------|---------------|
| 電子回路接続 | 令和二年二月九日(日曜日) |

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条に規定する者であること。
- (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
- (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
- (四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
- (五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

令和元年十月七日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書等の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三〇〇五二)

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 受検者が本人であることを確認できる書類(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から9の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

| 職 | 種 | 手数料 |
|--|---|---------|
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 一万三千三百円 |
| 機械検査 婦人子供服製造 | | 一万五千円 |
| さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カイテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 | | 一万八千二百円 |

2 一級の技能検定

| 職 | 種 | 手数料 |
|--|---|---------|
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 一万三千三百円 |
| 機械検査 婦人子供服製造 | | 一万五千円 |
| さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カイテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 | | 一万八千二百円 |

3 二級の技能検定(受検者が平成三十一年四月一日現在において三十五歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。以下同じ。)である場合)

| 職 | 種 | 手数料 |
|--|---|-------|
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 四千三百円 |
| 機械検査 婦人子供服製造 | | 六千円 |
| さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カイテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 | | 九千二百円 |

4 二級の技能検定(受検者が平成三十一年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合)

| 職 | 種 | 手数料 |
|--|---|---------|
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 一万三千三百円 |
| 機械検査 婦人子供服製造 | | 一万五千円 |
| さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カイテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 | | 一万八千二百円 |

5 三級の技能検定(受検者が在校生であり、平成三十一年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合)

| 職 | 種 | 手数料 |
|---|---|-------|
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 二千九百円 |
| 機械加工 機械検査 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図 | | 二千九百円 |

6 三級の技能検定(受検者が在校生であり、平成三十一年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合)

| | | |
|--|---|---------|
| 職 | 種 | 手数料 |
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 四千百円 |
| 機械検査 | | 五千円 |
| 機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 | | 六千円 |
| 職 | 種 | 手数料 |
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 四千三百円 |
| 機械検査 | | 六千円 |
| 機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 | | 九千二百円 |
| 8 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成三十一年四月二日現在において三十五歳以上の者である場合） | | |
| 職 | 種 | 手数料 |
| 和裁 機械・プラント製図 電気製図 | | 一万三千三百円 |
| 機械検査 | | 一万五千円 |
| 機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 | | 一万八千二百円 |
| 9 単一等級の技能検定 | | |
| 職 | 種 | 手数料 |
| 電子回路接続 | | 一万八千二百円 |

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和元年十一月二十九日（金曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和二年三月十三日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく令和元年八月二十二日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

令和元年九月三日

山口県労働委員会会長 山 元 浩

氏 名 略 歴

山元 浩 山口県労働委員会公益委員 弁護士

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授

近本佐知子 山口県労働委員会公益委員 弁護士

| | |
|-------|--|
| 中村友次郎 | 山口県労働委員会公益委員 弁護士 |
| 平中 貫一 | 山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部名誉教授 |
| 伊藤 正則 | 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長 |
| 鶴岡 純枝 | 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長 |
| 徳野 啓範 | 山口県労働委員会労働者委員 日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長 |
| 榊本 康仁 | 山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長 |
| 山本 章宏 | 山口県労働委員会労働者委員 U Aゼンセン山口県支部支部長 |
| 入谷 珠代 | 山口県労働委員会使用者委員 関光汽船株式会社取締役 |
| 久戸瀬泰司 | 山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマシニアアドバイザー |
| 爲近美由紀 | 山口県労働委員会使用者委員 宇部興産機械株式会社顧問 |
| 西田 隆男 | 山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事 |
| 羽嶋 等 | 山口県労働委員会使用者委員 防府鉄工業協同組合理事長 |
| 網戸 茂 | 前山口県労働委員会労働者委員 |
| 安本 公二 | 前山口県労働委員会使用者委員 |
| 小野 嘉孝 | 山口県労働委員会事務局長 |
| 岡本 操 | 山口県労働委員会事務局次長 |

令和元年九月三日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁